

# 地方自治法 第二編 第九章 財務

← 第八章 給与その他の  
の給付

地方自治法 第二編 普通地方公共団体  
第九章 財務

第十章 公の施設 →

## 第九章 財務（第208条～第243条の5）

第一節 会計年度及び会計の区分（第208条～第209条）

第二節 予算（第210条～第222条）

第三節 収入（第223条～第231条の3）

第四節 支出（第232条～第232条の6）

第五節 決算（第233条～第233条の2）

第六節 契約（第234条～第234条の3）

第七節 現金及び有価証券（第235条～第235の5）

第八節 時効（第236条）

第九節 財産（第237条～第241）

第一款 公有財産（第238条～第238の7）

第二款 物品（第239条）

第三款 債権（第240条）

第四款 基金（第241条）

第十節 住民による監査請求及び訴訟（第242条～第242条の3）

第十一節 雑則（第243条～第243条の5）

## 第一節 会計年度及び会計の区分

（会計年度及びその独立の原則）

### 第二百八条

1. 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
2. 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（会計の区分）

### 第二百九条

1. 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。
2. 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

## 第二節 予算

（総計予算主義の原則）

務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

6. 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。
7. 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

（督促、滞納処分等）

### 第二百三十一条の三

1. 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
2. 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
3. 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
4. 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
5. 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
6. 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
7. 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
8. 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9. 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
10. 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
11. 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

## 第四節 支出

（経費の支弁等）

### 第二百三十二条

1. 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。
2. 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

## 第二百三十二条の二

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

## 第二百三十二条の三

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出の方法)

## 第二百三十二条の四

1. 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。
2. 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

## 第二百三十二条の五

1. 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。
2. 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

## 第二百三十二条の六

1. 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれを行うものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。
2. 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

## 第五節 決算